

秋田県告示第305号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和4年7月12日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 処分をした年月日
令和4年6月2日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社能登谷工務所
秋田市旭南三丁目3番30号
代表取締役 能登谷 正 人
秋田県知事許可（特-30）第2836号
- (3) 処分の内容
電気工事業に係る特定建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和4年6月1日付けで電気工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
令和4年6月7日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
エイワイ
秋田市茨島七丁目13番10号
浅 田 喜 忠
秋田県知事許可（般-30）第81215号
- (3) 処分の内容
建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和4年6月6日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日
令和4年6月24日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社ユタカ設計
秋田市泉北一丁目19番18号
代表取締役 塚 田 勝
秋田県知事許可（般-3）第80300号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和4年6月20日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。